



敦賀市一般不妊治療費助成事業のご案内

敦賀市では、一般不妊治療（検査を含む）を受けたご夫婦に、治療費の一部を助成しています。

◆対象となる方◆

- ・戸籍上の夫婦もしくは事実婚（※1）であって、申請日において、夫または妻の住民登録が1年以上前から引き続き敦賀市にある方
 - ・市税を滞納していない方
 - ・公的医療保険に加入していること
- ※1 重婚でないこと、および「治療の結果、出生した子についての認知を行う意向がある」場合に対象となります。

◆助成対象となる治療等について◆

- ・令和2年4月1日以降に受けた不妊検査・一般不妊治療で、治療開始から2年以内のもの。（保険適用の有無は問いません）
- ・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料その他の直接治療に関係のない費用は対象になりません。

◆助成の内容◆

- ・1組の夫婦に対して1回限り、助成対象費用にかかる自己負担額の1/2（※2）を上限5万円まで助成します。
- ※2 千円未満の端数があるときは切り捨てになります。

◆申請の方法◆

次のいずれかに該当することとなった日から6か月以内に申請してください。

- ・検査または治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えた時
- ・検査または治療を終了した時（夫婦のいずれか遅い方）
- ・治療開始日から2年を経過した時

【申請書類等】

- ① 敦賀市一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 法律婚の場合は戸籍謄本（発行から3か月以内のもの、写しでも可）
*夫婦ともに敦賀市民で同一世帯の場合は不要
- ③ 事実婚の場合は、両人の戸籍謄本（発行から3か月以内のもの、写しでも可）、住民票（敦賀市民でない方の分のみ）および事実婚関係に関する申立書・意向確認書（様式第1号の2）
- ④ 医療機関が作成する証明書（様式第2号）
- ⑤ 領収書（原本）
- ⑥ 夫婦の納税証明書（完納証明書）
*申請書の同意確認欄に記入があり、市が確認できる場合は不要
- ⑦ 振込先口座の口座名義人・口座番号がわかるもの
- ⑧ 夫婦の保険証（コピーでも可）

問い合わせ・申請先

敦賀市福祉保健部健康推進課

（健康センター はぴふる）

☎0770-25-5311